

## 中国三資企業の発展\*

— 概念の整理と統計資料による分析を中心に —

常 紅

1. 研究の視座
2. 三資企業の定義と分類
  - 2-1 合資企業の定義と特徴
  - 2-2 合作企業の定義と特徴
  - 2-3 独資企業の定義と特徴
3. 三資企業の発展
  - 3-1 投資環境の重要性
  - 3-2 三資企業の発展
4. 三資企業の展望

キーワード：直接投資、三資企業、合資企業、合作企業、独資企業、投資環境

### 1. 研究の視座

中国の国家統計局は、外国による直接投資を「合作開発」への投資と「三資企業」への投資の2種類に分類する。

1978年に経済改革・対外開放（以下、改革・開放）の国家戦略が打ち出された以来、中国において外国資本の利用が確実に増加しつづけ、その結果、三資企業が目覚ましい成長を遂げた<sup>1)</sup>。

三資企業の設立経緯についてみると、1999年における契約件数は改革・開放初期である1983年の37.40倍に達し、実行額においても115.13倍に増加した。1979年～1999年の累計契約件数は340,872件で、実行ベースでの累計投資額は2,983.58億ドルである。すなわち、三資企業への投資が外国による直接投資において、契約件数では99.9%、実行投資額では97.5%と高い割合を占めている。つまり、外国投資者の三資企業設立への参加が、対中国直接投資の主要な手法として定着している（表1、表2参照）。

表1 外国資本の利用状況

(単位：件、億ドル)

年度	合 計			直接投資			対外借款		その他 投資の 実行額
	件数	契約額	実行額	件数	契約額	実行額	件数	実行額	
1979- 1982	949	205.48	124.57	922	60.01	11.66	27	106.90	6.01
1983	522	34.30	19.81	470	17.32	6.36	52	10.65	2.80
1984	1,894	47.91	27.05	1,856	26.51	12.58	38	12.86	1.61
1985	3,145	98.67	46.47	3,073	59.32	16.61	72	26.88	2.98
1986	1,551	117.37	72.58	1,498	28.34	18.74	53	50.14	3.70
1987	2,289	121.36	84.52	2,233	37.09	23.14	56	58.05	3.33
1988	6,063	160.04	102.26	5,945	52.97	31.94	118	64.87	5.45
1989	5,909	114.79	100.59	5,779	56.00	33.92	130	62.86	3.81
1990	7,371	120.86	102.89	7,273	65.96	34.87	98	65.34	2.68
1991	13,086	195.83	115.54	12,978	119.77	43.66	108	68.88	3.00
1992	48,858	694.39	192.02	48,764	81.24	110.07	94	79.11	2.84
1993	83,595	1,232.73	389.60	83,437	1,114.36	275.15	158	111.89	2.56
1994	47,646	937.56	432.13	47,549	826.80	337.67	97	92.67	1.79
1995	37,184	1,032.05	481.33	37,011	912.82	375.21	173	103.27	2.85
1996	24,673	816.09	548.04	24,556	732.76	417.25	117	126.69	4.10
1997	21,138	610.58	644.08	21,001	510.04	452.57	137	120.21	71.30
1998	19,850	632.01	585.57	19,799	521.02	454.63	51	110.00	20.94
1999	17,022	520.09	526.59	16,918	412.23	403.19	104	102.12	21.28
合計	342,745	7,692.11	4,595.64	341,062	6,134.65	3,059.22	1,683	1,373.39	163.03

注) 1. 1997年度より、外国向けの株式発行は対外借款から削除され、その他の投資に計上されるようになった。

2. 金額は小数点第3位を四捨五入した。

出所) 中国国家统计局編(1994~1999)、中国国家统计局編(2000)より作成。

表2 三資企業の設立状況

(単位: 件、億ドル)

年度	合計			合資企業			合作企業			独資企業		
	件数	契約額	実行額	件数	契約額	実行額	件数	契約額	実行額	件数	契約額	実行額
1979-1982	909	45.91	6.73	83	1.40	1.04	793	40.83	5.30	33	3.68	0.39
1983	452	7.31	3.44	107	1.88	0.74	330	5.03	2.27	15	0.40	0.43
1984	1,856	26.50	7.35	741	10.67	2.55	1,089	14.84	4.65	26	0.99	0.15
1985	3,069	55.72	11.78	1,412	20.30	5.80	1,611	34.96	5.85	46	0.46	0.13
1986	1,492	27.54	16.15	892	13.75	8.04	582	13.58	7.94	18	0.20	0.16
1987	2,230	37.04	21.30	1,395	19.50	14.86	789	12.83	6.20	46	4.71	0.25
1988	5,940	52.39	29.81	3,909	31.34	19.75	1,621	16.24	7.79	410	4.81	2.26
1989	5,769	53.96	49.25	3,659	26.59	23.99	1,179	10.83	12.39	931	16.54	12.87
1990	7,268	64.02	32.42	4,091	27.04	18.86	1,317	12.54	6.73	1,860	24.44	6.83
1991	12,968	118.85	41.97	8,395	60.80	22.99	1,778	21.38	7.63	2,795	36.67	11.35
1992	48,757	580.80	107.57	34,354	291.28	61.15	5,711	132.55	21.22	8,692	156.96	25.20
1993	83,423	1,111.31	253.35	54,003	551.74	147.30	10,445	254.99	43.63	18,975	304.56	62.42
1994	47,531	824.43	330.89	27,890	401.94	179.33	6,634	203.01	71.20	13,007	219.49	80.36
1995	37,003	912.25	369.31	20,455	397.42	190.78	4,787	178.25	75.36	11,761	336.58	103.17
1996	24,539	729.83	414.70	12,628	318.76	207.55	2,849	142.97	81.09	9,062	268.10	126.06
1997	20,976	504.50	446.13	9,001	207.26	194.95	2,373	120.66	89.30	9,602	176.58	161.88
1998	19,783	506.95	445.37	8,107	172.86	183.48	2,003	116.56	97.19	9,673	217.53	164.70
1999	16,907	410.24	396.06	7,050	135.15	158.27	1,656	68.03	82.34	8,201	207.06	155.45
合計	340,872	6,069.55	2,983.58	198,172	2,689.68	1,441.43	47,547	1,400.08	628.08	95,153	1,979.76	914.06

注) 金額は小数点第3位を四捨五入した。  
 出所) 1. 1979~1982年のデータは中国国務院編(1982) 137頁および中国国務院編(1987) 227頁より算出。  
 2. 1983~1988年のデータは中国対外経済貿易委員会編(1989) 510、543頁より引用。  
 3. 1989年のデータは中国国体改革委員会編(1995) 88~90頁より引用。  
 4. 1990~1998年のデータは中国国統計局編(1991~1999)より引用。  
 5. 1999年のデータは中国国統計局編(2000)より引用。

また、外国資本の利用の視点からみても、三資企業の設立による外資吸収は最も主要な手法である。1979～1999年の投資を累計でみると、三資企業の設立への投資が外国による投資において、契約件数では99.5%、実行投資額では64.9%と過半数の割合を占めている。三資企業の設立による外資利用を対外借款による外資利用と比べてみると、累計契約件数において、前者は後者の202.54倍、累計実行額でも2.17倍と三資企業の方が多<sup>3)</sup>(表1、表2参照)。

本研究は、改革・開放後に飛躍的に成長し、中国における外国資本の利用の過半数を占める三資企業について、この20年間の発展過程を中国投資環境の変化と照合しながら整理し、考察しようとするものである。

まず、3つに分類された三資企業の企業様式、すなわち、合資企業、合作企業および独資企業のそれぞれの概念を明らかにする。次いで、他国での企業設立の際に無視することのできない投資先の投資環境について論じ、さらに、中国の三資企業の発展を5つの過程に分けて、その発展史を整理する。最後に、中国における投資環境の変化を見届けたうえで、今後の三資企業の発展について展望することにする。

## 2. 三資企業の定義と分類

三資企業は、中国において「外商投資企業」とも呼ばれ<sup>3)</sup>、外国企業、その他の経済組織または個人が中国の法律<sup>4)</sup>にしたがい、中国国内で独自に、あるいは中国の企業、その他の経済組織と共同で設立した単独に採算する経済的実体である<sup>5)</sup>。三資企業は、中外合資経営企業(以下、合資企業)、中外合作経営企業(以下、合作企業)と独資企業<sup>6)</sup>に分類される。

独資企業は、すべての資本が外国からの投資によって設立された企業であり、合資企業および合作企業と区別される。しかし、共同企業体(joint venture)である合資企業と合作企業との相違については、誤って理解されがちである<sup>7)</sup>。共同企業体は2分類される。1つは投資比率式の企業(Equity Joint Venture)であり、もう1つは契約約定式の企業(Contractual Joint Venture)である。中国の合資企業は前者に当たり、合作企業は後者に当たる。

本節においては、合資企業と合作企業、そして独資企業のそれぞれ根拠となる法律に基づき、三者の本質と特徴を明確にすることを目的とする。

### 2-1 合資企業の定義と特徴

合資企業は、外国企業およびその他の経済組織または個人と中国の企業およびその他の経済組織とが中国の法律にしたがい、中国政府の許可の下で、出資比率によって経営を行う中外共同出資の企業である(「中華人民共和国外資経営企業法(改定版)」、第一条(1990. 4. 4))。

合資企業には、以下のような特徴がある。

- i. 共同投資。投資項目として、資金以外に、実物資産、知的所有権、土地使用権なども資金に換算され、その後に投資双方の出資比率が決まる。
  - ii. 共同経営。法人資格を有する合資企業で、最高意思決定機関である董事会が設立され、企業の経営管理が完全に投資双方によって行われる。
  - iii. 利益（リスク・損失）の共同分配（分担）。投資双方が出資比率によって、利益を分配し、リスクがある場合、あるいは損失が出た場合は出資比率によって分担する。
- このように、合資企業は、出資比率を基準にして、経営が行われる共同企業体である。

## 2-2 合作企業の定義と特徴

合作企業は、外国企業およびその他の経済組織または個人と中国の企業およびその他の経済組織とが中国の法律にしたがい、中国政府の許可の下で、契約の約定によって、経営を行う中外共同出資の企業である（「中華人民共和国中外合作経営企業法」、第一条（1988. 4. 13））。

合作企業は、合資企業と同様に、投資双方の資金、実物資産、知的所有権、土地使用権によって投資が行われる。しかし、合資企業と違い、合作企業の場合は、資金以外の投資項目は資金に換算されることなく、投資比率の概念が存在しない。そのうえ、投入資金の利息や、権利の使用料などの計算プロセスも省略され、各出資側の投資項目が前もって投資双方が締結した契約の約定によって決定される。

また、合作企業の経営方式は合資企業のそれと比較すると、弾力的である。つまり、法人資格を所得した合作企業の場合、最高意思決定機関である董事会を設立し、企業経営をリードする方式を採ることもあれば、法人資格を有しない合作企業の場合、連合管理機構（最高意思決定機関）の設置によって投資双方で共同管理することもある。また、経営管理について、投資者の一方あるいは第三者へ委託することも可能である。

その他、利益の分配や、リスク・損失の分担についても、出資比率ではなく、投資双方の協議の結果である契約の約定によって規定される<sup>9)</sup>。

合資企業と合作企業を比較すると、両者の主な相違点は表3の内容となる。

表3 合資企業と合作企業の主な相違点

比較項目	合資企業	合作企業
法的根拠	「中華人民共和国中外合資経営企業法（改訂版）」及びその実施条例	「中華人民共和国中外合作経営企業法」及びその実施細則
投資項目	資金、又は実物、知的所有権、土地使用権。後者は資金に換算し、それぞれの出資比率を決める（外国側の出資比率は25%以上が必要）	一般的に、中国側が土地使用権、施設、労働力を、外国側が資金、技術、設備を提供し、資金でないものは資金に換算することがない。よって、出資比率という概念はない
存在形式	法人形式	法人形式、又は非法人形式（自由選択）
経営方式	出資比率式	契約約定式
管理方式	董事会（最高意思決定機関）がリードする総経理責任制、出資者共同管理	1. 法人形式の場合：董事会（最高意思決定機関）がリードする総経理責任制を採用し、合作者共同管理 2. 非法人形式の場合：連合管理機構（最高意思決定機関）を設置し、合作者共同管理。または合作者の一方あるいは第三者へ委託管理
利益分配とリスク・損失分担	出資の比率による	契約の約定による

出所）「中華人民共和国中外合資経営企業法（改訂版）」およびその実施条例、「中華人民共和国中外合作経営企業法」およびその実施細則より作成。

### 2-3 独資企業の定義と特徴

独資企業は、外国投資者が中国の法律にしたがい、中国政府の許可の下で、経営を行う外国資本100%の企業である。しかし、外国企業の中国における子会社および外国のその他の経済組織を含まない（「中華人民共和国外資企業法」、第二条（1986. 4. 12））。

独資企業には、合資企業および合作企業と異なった特徴を有している。

- i. 独自出資。独資企業においての固定資産（土地を除く）、流動資産、技術などすべての資産が外国投資者により所有される。
- ii. 独自経営。共同出資の企業ではないため、経営管理の面では、合資企業と合作企業と比べて、完全な自己決定権をもっている。外国投資者は独自に企業形態（例えば、有限責任あるいは無限責任）、業務内容を決定し、国外または国内の従業員を雇用することができる。すなわち、中国の法律と政策の許す範囲内であれば、企業におけるすべての重要事項を外国投資者が決定することができる。

iii. 独自受益（リスク・損失負担）。外国投資者が全額出資をしているため、独資企業の純利益のすべてを享受でき、自由に支配することもできる<sup>9)</sup>。また、独資企業におけるすべてのリスク・損失も外国投資者が負担する。

このように、合資企業、合作企業および独資企業にはそれぞれ特徴がある。外国投資者は各自の投資目的及びそれに適した経営方式を考えた上で、どの企業様式を採用するかを決定する。

次章では、他国での企業の設立において重要であると思われる他国の投資環境について議論したうえ、中国の三資企業の発展過程を中国投資環境の変化と照合させながら整理することにする。

### 3. 三資企業の発展

#### 3-1 投資環境の重要性

投資者が他国で企業の設立を決断するに当たって、まずその国の投資環境を重要視する。投資側にしてみれば、投資先の投資環境を適切に評価することにより、投資リスクを極力抑えることができる。投資受入国としては、絶えず投資環境を改善していくことで、外国の直接投資をより多く吸収でき、ひいては自国の経済発展につながる。

投資環境の構成要素を明らかにすることが、三資企業の発展を分析することに当たって、不可欠であり、今後を展望する際にも必要である。

投資環境の構成要素は極めて複雑で、投資先のあらゆる社会経済的特徴を対象とする。ここでは、投資環境の構成要素を各要素の属性によって、6大要素に分類する<sup>10)</sup>。

##### ① 政治的要素

政治的要素は、投資受入国の政治制度、政局の安定性、社会的構造、国際的信用度などをいう。この要素は投資の安全性と深くかかわっており、外国による直接投資に直接的な影響を与える。

##### ② 経済的要素

経済的要素は、投資受入国における、経済制度及び体制、経済発展状況、経済発展政策と措置、経済の安定性、市場の状況、対外開放の度合い、産業構造、金融制度、技術開発能力、消費水準、対外経済状況などをいう。

##### ③ 法律的要素

法律的要素は、投資受入国において、政府が制定そして実施している外国直接投資と関連する法律、法規、条例、決定、そして政策や措置などをいう。

##### ④ インフラ的要素

インフラ的要素は、投資受入国において、政府が制定そして実施している外国直接投資と関連する法律、法規、条例、決定、そして政策や措置などをいう。

### ⑤ 地理的要素

地理的要素は、投資受入国の地理的位置、気候、天然資源と環境保護状況などをいう。それぞれの投資項目が違った地理的条件を要求し、したがって、外国投資者は自分の投資項目に便宜をもたらしてくれる場所を選択することになる。

### ⑥ 文化的要素

文化的要素は、受入国で、外国直接投資によって設立された企業に対して、間接的な影響と制約を与える要素をいう。この要素は極めて広範囲にわたっており、主に民族性、文字、宗教、習慣、伝統、価値観、道徳観、教育水準、民度などがあげられる。これらの要素は外国による直接投資に無視できない影響を与えている。

本稿では、中国における三資企業の発展を促進するまたは停滞させる投資環境要素として、主に政治的要素、経済的要素および法律的要素に焦点を当てる。この3大要素はとりわけ中国の場合、国家戦略により左右されがちであり、三資企業の発展と深く関わっているからである。

## 3-2 三資企業の発展

本稿では、中国における三資企業の発展歴史を5つの過程に分けることにする<sup>11)</sup>。すなわち、①試行的導入過程（1979-1983年）、②漸進的推進過程（1984-1988年）、③低調的整理過程（1989-1991年）、④飛躍的発展過程（1992-1994年）、⑤不況的停滞過程（1995-1999年）である。以下では、この5つの過程を中国投資環境の変化と照合させながら振り返ってみる（各年度における三資企業の発展に関わる重要事項に関しては、最後に付けてある添付資料を参照されたい）。

### ① 試行的導入過程（1979-1983年）

中国共産党の第11期3次会議（1978.12.18-22）において、「先進な技術と設備を導入し、外国との経済合作を推進する」という目標が提起され、「経済改革・対外開放」が国家戦略として位置付けられた。それに基づき、三資企業が設立されるようになった。当時の外資企業関係の法律および法規は、「中外合資経営企業法」および外資企業の登録、所得税に関する法規、そして経済特区である広東省にだけ与えられる優遇政策を規定する「広東省経済特区条例」のみであった。

したがって、この過程において、三資企業の設立は極めて少数にとどまった。統計によると、この時期において、契約が交わされた三資企業は累計で1,361件であり、そのほとんどは広東省の深圳市に設立されることになった。

この過程において、年平均投資件数と契約ベースでの投資金額がともに少なく、それぞれ272件と10.64億ドルにとどまった。また、実行ベースでの年平均投資金額も2.03億ドルと低水準であった。しかし、一件当たりの投資金額は契約ベースで391.04万ドルにも達し、それ以降の各過程と比べて、最高金額を記録し、外国の大企業による大型出資が中心であった（表4参照）。



表4 三資企業の試行的導入過程（1979～1983）

（単位：件、億ドル）

	件 数	契 約 額	実 行 額
総 計	1,361	53.22	10.17
年 平 均	272	10.64	2.03
合資企業	190	3.28	1.78
年 平 均	38	0.66	0.36
合作企業	1,123	45.86	7.57
年 平 均	225	9.17	1.51
独資企業	48	4.08	0.82
年 平 均	10	0.82	0.16

注) 件数は小数点第1位を四捨五入し、金額は小数点第3位を四捨五入した。  
出所) 表2に基づいて作成。

## ② 漸進的推進過程（1984—1988年）

1984年2月、鄧小平が経済特区を視察し、対外開放は縮小ではなく、拡大していくべきであると発言した。同氏は中央政府に、「現有の特区以外にも、沿海の港町をも対外開放することを考える必要がある。これらの地域については、経済特区ではないが、経済特区に与えられている優遇政策をある程度実行してもよい」と提案した。この提案に踏まえ、同年の3月26日から4月6日までに開かれた沿海部分都市座談会において、天津、大連、上海、秦皇島、煙台、青島、連雲港、南通、寧波、温州、福州、広州、湛江と北海の14沿海都市の対外開放を決定し、これらの都市に一部の経済特区の優遇政策を与えた。これにより、中国の対外開放は、特区から沿海開放都市に拡大していった。

1984年10月20日に開かれた党の第12期3次会議において、「改革・開放政策が長期的で、基本的な国策である」と位置付けた。

1988年には、中央政府が上述の14の沿海都市に「外向型経済発展戦略」の実行を要求したと同時に、遼東半島と胶東半島をも対外開放した。これで、中国の対外開放では、経済特区——沿海開放都市——沿海開放地区という扇子形の分布が形成されたのである。

また、この時期に、中央政府から三資企業の設立の審議権が地方政府に委譲された。事実上、1988年の時点で、沿海14都市には自己責任で外国資本を導入し、三資企業の設立を許可する権限が与えられた。

それと同時に、涉外経済の法律も改善され、外国投資者によりよい条件を提供できるようになった。新たに公布、実施された法律、法規、例えば、「華僑による投資の優遇政策の暫行規定」（1985.4.2）、「外商による投資の推進に関する規定」（1986.10.11）、「台湾同胞による投資の推進に関する規定」（1988.7.3）のなかで、三資企業に対しての優遇政策（減免税など）が盛り込まれ、三資企

業の設立に参加する外国または香港・マカウ・台湾の投資者の権利を保護する内容も記載された。

このように、法律・法規の改善によって、この時期に三資企業が着実に増加しつづけていった。統計によると、1984-1988年の間、設立契約が交わされた三資企業の数合計が14,587件（うち合資企業8,349件、合作企業5,692件、独資企業546件）にのぼり、1979-1983年の導入過程と比べ、10.72倍に増加した。契約ベースでの投資額が199.19億ドル（うち合資企業95.96億ドル、合作企業92.45億ドル、独資企業11.17億ドル）に達し、前期の3.74倍であった。また、実行ベースでの投資金額が86.39億ドル（うち合資企業51.00億ドル、合作企業32.43億ドル、独資企業が2.95億ドル）に達し、前過程より8.49倍に増加した（表5参照）。

表5 三資企業の漸進的推進過程（1984～1988）

（単位：件、億ドル）

	件 数	契 約 額	実 行 額
総 計	14,587	199.19	86.39
年 平 均	2,917	39.84	17.28
合資企業	8,349	95.56	51.00
年 平 均	1,670	19.11	10.20
合作企業	5,692	92.45	32.43
年 平 均	1,138	18.49	6.49
独資企業	546	11.17	2.95
年 平 均	109	2.23	0.59

注) 表4に同じ。  
出所) 表4に同じ。

この過程において、年平均投資件数と契約ベースでの投資額がともに大幅に増え、前期比それぞれ10.72倍の2,917件と3.74倍の39.84億ドルとなった。また、実行ベースでの年平均投資額も前期の8.51倍に当たる17.28億ドルに拡大した。しかし、一件あたりの投資額は契約ベースで136.55万ドルに減少し、前期の34.92%にしか及ばず、したがって、中小企業による三資企業への投資が増加したことを意味する。

### ③ 低調的整理過程（1989-1991年）

1989年から1991年の間、中国でインフレが発生した。さらに「八九風波」といわれる大事件<sup>12)</sup>の結果、外国の対中国の経済制裁が加わり、三資企業発展のテンポが遅くなった。中国はそれを機に、今後の三資企業発展のために、投資環境を整理整頓する段階に入った。

中国共産党の第13期4次会議（1989.6.23-24）において、改革・開放路線の是正について検討し、「改革・開放こそが経済強国への路である」と結論付け、今後において、改革・開放戦略の貫徹と範囲拡大の方針を決定した。その内容の1つとして、上海の浦東地区を5つ目の経済特区<sup>13)</sup>と

して対外開放することを公表した。

打ち出されていた“外向型経済発展戦略”もこの時期において、着実に実行範囲を拡大していった。1992年初頭までに、中国の東部沿海の12省市自治区（北京市、天津市、河北省、遼寧省、山東省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、広東省、広西チワン族自治区、海南省）において、総面積42万平方キロメートルの経済開放地域が形成された。これらの地域では、経済特区の一部の優遇政策が実施され、国有企業、私営企業、個人企業ともに外国資本と提携して、合資、合作企業を設立することが可能となった。

法律や法規の面における改善も進められていった。1979年7月1日に実施された「中外合資経営企業法」（以下、「合資法」）が人代会第7期3次会議（1990.4.4）において改定され、旧条文15条のうち7条が改められた<sup>10</sup>。また、人代会第7期4次会議（1991.4.9）で、所得税徴収制度の見直しと徴収方法の明確化、統一化を目的とした「外商投資企業と外国企業所得税法」が可決された。こうして投資環境の改善を目指したさまざまな努力がなされ、今後の三資企業の飛躍的な発展のための投資環境づくりが進められた。

1989-1991年の間、設立契約が交わされた三資企業が合計で26,005件（うち合資企業16,145件、合作企業4,274件、独資企業5,586件）に達した。契約ベースでの累計投資額が236.83億ドル（うち合資企業114.43億ドル、合作企業44.75億ドル、独資企業77.65億ドル）にのぼった。また、実行ベースでの累計投資額が123.64億ドル（うち合資企業65.84億ドル、合作企業が26.75億ドル、独資企業31.05億ドル）であった（表6参照）。

表6 三資企業の低調的整理過程（1989～1991）

（単位：件、億ドル）

	件 数	契 約 額	実 行 額
総 計	26,005	236.83	123.64
年 平 均	8,668	78.94	41.21
合資企業	16,145	114.43	65.84
年 平 均	5,382	38.14	21.95
合作企業	4,274	44.75	26.75
年 平 均	1,425	14.92	8.92
独資企業	5,586	77.65	31.05
年 平 均	1,862	25.88	10.35

注) 表4に同じ。

出所) 表4に同じ。

この時期において、三資企業の年平均設立件数と契約ベースでの投資額がともに増え、前期比それぞれ2.97倍の8,668件と1.98倍の78.94億ドルとなった。また、実行ベースでの年平均投資額

も前期比 2.39 倍の 41.21 億ドルに拡大した。この 3 つの指標が前期と比べて増えていたものの、増加幅は前期のそれよりはるかに落ち込んでいたことは事実である。また、一件当たりの投資額は契約ベースで 91.07 万ドルとさらに減少し、前期の同指標の 66.7% にすぎなかった。この時期において、中国への経済制裁、そして中国国内のインフレなどが原因で、大企業が中国での直接投資に慎重な姿勢をとり、中小企業の投資による中小規模な三資企業の設立が多かったことがうかがえる。

#### ④ 飛躍的發展過程（1992－1994 年）

鄧小平の武昌、深圳、珠海と上海での南巡講話<sup>15)</sup>（1992. 1. 18-2. 21）を機に、中国の改革・開放が新たな段階に入った。

その後、中国共産党の第 14 期 3 次会議（1993. 11. 11）で、「全方位開放」の政策が検討され、承認された。経済特区、沿海開放都市、沿海開放地域だけではなく、沿江地域、沿国境地帯と内陸中心都市の開放も積極的に推進していく必要性が強調された。

1994 年末までに、国家が正式に許可した対外開放地区には次のようなものがある。5 つの経済特区、14 の沿海開放都市、3 つの三角州と 2 つの沿海半島、28 の内陸都市と 14 の沿国境地帯と内陸各省の省庁所在地である。その他、国家級の経済技術開発区 32 ヲ所、高技術開発区 52 ヲ所、保税區 13 ヲ所と国家観光地区 11 ヲ所が設立された<sup>16)</sup>。

これで、沿海、沿江、沿国境地帯と内陸各省の省庁所在地による全方位開放の局面が形成されたのである。そのなかで、三資企業が著しい成長を遂げたのである。

1992－1994 年の短い間、設立契約が交わされた三資企業の数合計が 179,711 件（うち合資企業 116,247 件、合作企業 22,790 件、独資企業 40,674 件）にも達し、前期 3 年間の 6.91 倍に相当する規模であった。契約ベースでの累計投資額が 2,516.54 億ドル（うち合資企業 1,244.96 億ドル、合作企業 590.55 億ドル、独資企業 681.01 億ドル）にのぼり、前期の 10.63 倍まで急上昇した。また、実行ベースでの累計投資額が 691.81 億ドル（うち合資企業 387.78 億ドル、合作企業が 136.05 億ドル、独資企業 167.98 億ドル）に達しており、前期と比べ、5.60 倍にも増加した（表 7 参照）。

表7 三資企業の飛躍的發展過程（1992～1994）

（単位：件、億ドル）

	件 数	契 約 額	実 行 額
総 計	179,711	2,516.54	691.81
年 平 均	59,904	838.85	230.60
合資企業	116,247	1,244.96	387.78
年 平 均	38,749	414.99	129.26
合作企業	22,790	590.55	136.05
年 平 均	7,597	196.85	45.35
独資企業	40,674	681.01	167.98
年 平 均	13,558	227.00	55.99

注) 表4に同じ。  
出所) 表4に同じ。

この時期において、三資企業の年平均設立件数と契約ベースでの投資額がともに劇的に増え、前期比それぞれ51,236件増（6.91倍）の59,904件と759.91億ドル増（10.63倍）の838.85億ドルとなった。また、実行ベースでの年平均投資額は前期より189.39億ドル増え（5.60倍）、230.60億ドルに増大し、驚異的な発展を実現した。それに、一件当たりの投資額は契約ベースで140.03万ドルとなり、前期のそれより48.96万ドルも増加し、海外の大企業が中国の投資市場に再び参入し始めたことがうかがえる。

#### ⑤ 不況的停滞過程（1995—1999年）

1994年まで外国投資者による中国の三資企業への投資が活発であったのに対して、1995年以降、中国国内の景気が長期にわたって落ち込んでおり、また、中国の三資企業への投資において大きな割合を占めていたアジア諸国が金融危機に陥っていることから、三資企業の発展の低迷が続いている（表8参照）。

表8 三資企業の不況的停滞過程 (1995~1999)

(単位: 件、億ドル)

	件 数	契 約 額	実 行 額
総 計	119,208	3,063.77	2,071.57
年 平 均	23,842	612.75	414.31
合資企業	57,241	1,231.45	935.03
年 平 均	11,448	246.29	187.01
合作企業	13,668	626.47	425.28
年 平 均	2,734	125.29	85.06
独資企業	48,299	1,205.85	711.26
年 平 均	9,660	241.17	142.25

注) 表4に同じ。  
出所) 表4に同じ。

この5年間で、設立契約が交わされた三資企業の数合計が119,208件(うち合資企業57,241件、合作企業13,668件、独資企業48,299件)にとどまり、契約ベースでの累計投資額が3,063.77億ドル(うち合資企業1,231.45億ドル、合作企業626.47億ドル、独資企業1,205.85億ドル)と合計額としては少なかった。

この時期において、三資企業の年平均設立件数と契約ベースでの投資額が減少し、前期比それぞれ30,062件減の23,842件と226.10億ドル減の612.75億ドルとなった。しかし、実行ベースでの年平均投資額は前期より183.71億ドル増の414.31億ドルになった。これは、輸入税収政策の改革による免税待遇を享受できる期限までの滑り込み投資が多いことが背景にあると思われる<sup>17)</sup>。

以上で述べたように、20年間の三資企業の発展を図で確認すると、実行ベースでの投資額は1998年までに上昇しつづけていたが、契約投資件数と契約ベースでの投資額の推移は波のような曲線を描き、1985年、1988年と1993年にはピークがみられた。このような発展態勢はまさに中国の投資環境の変化(改革・開放の試みそして拡大——改革・開放の全面的展開——改革・開放環境の整理整頓——改革・開放の一層の深化——不況による一時的停滞)と一致しているといえる。

#### 4. 三資企業の展望

中国政府が改革・開放の政策を打ち出し、実行した結果として、三資企業が目覚ましい成長を達成し、以下に示すように中国経済に多大な影響を及ぼした。

1. 国内の資金不足を補充した。
2. 国の産業技術と経営管理のレベル・アップを促進した。
3. 中国対外貿易の持続的成長に大きく貢献した。
4. 中国の国家財政収入を増加させた。

5. 大量の雇用機会を創出し、人材の育成を促進した。

6. 中国の市場経済の発展を促進した。

こうしたなかで、1995年以降、中国の世界貿易機構（WTO）に加入する動きが顕著になってきた。国際市場へのアプローチを図るために、中国政府は貿易管理体制と外貨管理体制について改革し、三資企業に「国民的待遇」の付与を試みている<sup>18)</sup>。中国政府の政策による後押し、そして整備されつつある投資環境を背景に、三資企業は今後も発展を続けていくものと思われる。

ここで、中国の政策や三資企業の特徴を念頭に置きつつ、三資企業の発展において起こり得るいくつかの変化を推測してみることにする。

第1に、合資企業、合作企業および独資それぞれが独自の発展過程をたどることが考えられる。前述のように、合作企業においては、各投資側の投資項目や、企業の経営方式および利益の分配（リスク・損失の分担）がすべて投資双方の協議の結果である契約の約定によって決められる。したがって、合資企業のようにこれらを決定するための投資比率を算出する必要がない。しかし、合作企業の資産勘定が不明確であるため、金融機関から融資を受けるのが困難である。また、合作企業において、契約があるとはいえ、その内容は投資双方の出資比率によるいわば客観性が乏しいため、時が経つにつれて、投資双方の解釈の違いからコンフリクトが生じやすい。事実、表2が示すように、合作企業が契約件数と契約金額において、1993年をピークに、その後急激に減少している。これには、アジアにおける経済不況が1つの原因であるが、合作企業のもつ弱点の現れでもある。したがって、合作企業は、これまで以上のスピードで発展することがないものと予想される。独資企業の場合は、外国投資者の独自出資に基づいた独自経営がなされており、意思決定に際して、外国投資者は中国側パートナーとの関係の調和に配慮する必要がなく、完全な自主権を持っている。したがって、独資企業には、意思決定の迅速性と方針貫徹の容易性という特徴がある<sup>19)</sup>。その結果として、1999年度の契約件数は初期の1983年のそれと比べ、546.7倍に増加し、契約ベースでの金額も517.7倍に達しており、三資企業の中で最も高い成長率を誇っている。しかし、独資企業は中国国内の企業との連携が少ないため、中国の国内市場に進出する際に、時間および資金を要する。つまり、一部の中国市場を対外開放しようとする最近の中国政府の政策を最大限に生かすのに不利である。一方、合資企業の場合、投資双方の意思疎通に時間を要し、意思決定においては独資企業のように迅速ではない。また、経営方針においても、双方のさまざまな相違によって、貫徹するのが難しい。しかし、外国投資者にとって、中国の有力企業と合資企業を設立することによって、中国企業の保有している販売網を利用でき、企業を加工輸出型から市場参加型へと転換するのに有利である<sup>20)</sup>。このように、独資企業と合資企業にはそれぞれ長所と短所があり、その発展傾向について断言するのが難しい。

第2に、三資企業の投資内容が技術の面において、高度化していくことが考えられる。国務院の「輸入税収政策の改革と調整に関する通知」（1995. 12. 26）に基づいて、1996年4月1日以降、中

国政府が三資企業における輸入関税の減免優遇政策の見直しを開始した。それが三資企業の発展が停滞した理由の1つとなった。その後2年間の三資企業への投資不振を受けて、中国政府は、1998年1月1日より、「外商投資産業の指導のための目録」（「外商投資産業指導目録」）<sup>21)</sup>で、奨励性投資項目としてあげられている企業の自家用設備と原材料の輸入関税を再び免除するとの決定を公布した。そのことは、高度な技術を要する三資企業の発展を促すのであると認識されている。特に、高度な技術を駆使しながら、人的資源を含む中国の経営資源を有効に利用できるような三資企業（例えば、ハイテクを導入したアパレル産業など）がさらに増加し、発展を遂げていくものと思われる。

第3に、三資企業が東部沿海地域を中心に、中国全土へ拡大することが考えられる。現時点では、東部沿海地域と中西部内陸地域との間で大きな差がみられる（表9参照）。1998年の外国直接投資の受け入れ状況を実行ベースでみると、中西部地域の合計が東部沿海地域のその13.58%にしか及ばなかった。今日において、地域格差の縮小を目指して、中国政府が中西部における優遇政策の制定に力を入れている。また、東部沿海都市の賃金水準と土地使用価格の上昇、中西部地域のインフラの整備につれて、今までより多くの外国投資者は徐々に中西部での投資に眼を向け始めている。今後、中西部でも、沿岸部に比較的近い地域または揚子江沿岸の地域における三資企業の着実な発展が予想される。

その他、グローバル企業が中国での直接投資を拡大した結果、これらの事業を統括するための投資性持株会社を設立するのを切望していることに応じて、中国の経済貿易部が「外商による投資性持株会社の設立に関する暫行規定」（1995. 4. 4）を公布し、施行している。同規定のなかで、投資型持株会社の定義、設立条件、申請手続、業務内容、待遇、納税方法などについて細かく定めている。設立の必要性、そして可能性が備わった投資性持株会社の今後の成長が予測される。

中国の経済発展において、三資企業は欠かせない存在であり、その発展の行方を見届けると同時に、三資企業の発展をマクロ的に捉えるだけでなく、各企業の成長において欠かすことのできない企業統治問題に関するミクロ的研究を今後の課題にしたい。



表9 地域別の外国直接投資の受け入れ状況（1998年）（単位：件、万ドル）

項目 省市名称	契 約 ベ ー ス		実 行 金 額
	件 数	金 額	
<b>東部地区（合計）</b>	<b>16,339</b>	<b>4,522,235</b>	<b>3,949,012</b>
北京市	651	409,692	216,800
天津市	859	307,598	211,361
河北省	696	126,771	142,868
遼寧省	1,703	438,041	219,045
山東省	1,364	220,186	220,274
上海市	1,490	584,551	360,150
江蘇省	1,817	757,764	663,179
浙江省	965	183,390	131,802
福建省	2,006	500,150	421,211
広東省	4,348	915,529	1,201,994
広西チワン族自治区	266	64,242	88,613
海南省	174	14,321	71,715
<b>中部地区（合計）</b>	<b>2,436</b>	<b>440,231</b>	<b>442,022</b>
黒龍江省	250	55,496	52,639
吉林省	367	49,542	40,917
内モンゴル自治区	91	13,039	9,082
山西省	101	40,929	24,451
河南省	341	53,003	61,654
安徽省	206	24,300	27,673
湖北省	330	52,502	97,294
江西省	334	41,928	46,496
湖南省	416	109,492	81,816
<b>西部地区（合計）</b>	<b>795</b>	<b>192,439</b>	<b>94,248</b>
陝西省	196	37,582	30,010
寧夏回族自治区	36	5,203	1,856
甘肅省	68	8,364	3,864
四川省	233	71,215	37,248
貴州省	73	15,312	4,535
雲南省	119	33,039	14,568
青海省	24	7,897	—
新疆ウイグル自治区	46	13,827	2,167
チベット自治区	—	—	—

注）東部、中部、西部地区は国家発展計画委員会と国家統計局の区分に基づく。

出所）中国対外経済貿易合作部編（1999）より作成。

\* 論文の作成に当たり、中垣昇教授から有益な指導をいただいたことに対して、心から感謝を申し上げたい。当然のことながら、本論文に誤りがあるとすれば、それはすべて筆者の責任である。

- (1) 党の第11期3次会議（1978.12.18-22）において、「先進的な技術と設備を導入し、外国との経済合作を推進する」という目標が提起され、「経済改革・対外開放」が国家戦略として位置付けられた。それにしたがって、三資企業が設立されるようになった。
- (2) 累計投資額で分析してみると、三資企業の契約投資額が初めて対外借款のそれを上回ったのが1992年であり、実行投資額においては、三資企業が対外借款を抜いたのは1994年であった。したがって、1992年前までに、三資企業が外国資本利用の最も重要な手法であるという説は必ずしも正確ではない。
- (3) 1986年10月11日に、國務院により公布された「外商による投資の推進に関する規定」のなかで、初めて「外商投資企業」という別称が提起された。
- (4) 三資企業の根拠となる法律として、「中華人民共和国中外合資経営企業法〈改定版〉」（1990. 4. 4）、「中華人民共和国中外合作経営企業法」（1988. 4. 13）、「中華人民共和国外資企業法」（1986. 4. 12）がある。
- (5) 王宝琦編（1996）、1頁、武十周編（1998）、1頁、許曉明編（1998）、1頁、陳文椿編（1991）、3頁を参照されたい。
- (6) 中国では「外資企業」と呼ばれているが、日本でいう「外資系企業」との混同を避けるため、本稿においては「独資企業」と称する。
- (7) 最も一般的な誤解として、合資企業と合作企業は外国側の出資比率によって決まるという認識である。つまり、外国側の出資比率が25%以上であれば、合資企業であり、25%未満であれば、合作企業であるというものである。また、企業の規模によって、合資企業であるか合作企業であるかが決まるという誤った認識もある。確かに、一般的にみると、合作企業よりも合資企業の方は規模が大きい。しかしそれは合資企業と合作企業の特徴による結果であり、決して両者を定義する基準ではない。
- (8) 付加えると、中国の合作企業は、合資企業と同様に有限責任会社である。
- (9) 外国投資者が独資企業の納税後の純利益を中国国内で再投資を行った場合、再投資分に比例する税金の一部の返済を申請することができると「外商投資企業所得税法」（1991. 4. 9）において決められている。
- (10) 分析角度によって、さまざまな分類がなされている。6大要素による分類の他に、投資環境要素を有形であるか否かによって、2分類する方法もある。すなわち、物質的環境要素と社会的環境要素に分けることができる（これについては、王宝琦編（1996）第1章、儲小平編（1999）第2章、梁世彬編（1993）第2章、武十周編（1998）第15章を参照していただきたい）。物質的環境要素は、天然資源や交通、通信、水、電気、ガス、社会的サービスなどを提供できるインフラストラクチャーのことをいう。それと対照的に社会的環境要素は、政治、法律、経済体制、経済発展状況、技術水準、経営管理水準、行政機関の効率などを指す。6大要素による分類法に関する論文については、Dunning（1992）、Porter（1990）、Wade（1988）、儲小平編（1999）を参照していただきたい。

- (11) 三資企業の発展について、ほとんどの著書では3つあるいは4つの過程に分けている。また、それぞれの期間に多少ずれがあり、今のところ定論はない。これらの先行研究では、1989年に起きた「天安門事件」での三資企業への影響に触れておらず、事件前後を1つの過程として扱っている（陳文椿編（1991）、樊成?編（1990）、韓福栄編（1994）、武十周編（1998）、許曉明編（1998）を参照されたい）。また、1995に始まったアジア金融危機とその後の中国の不況を視野に入れておらず（著書によっては、出版時期が原因であるものもある。韓福栄編（1994）、王宝琦編（1996）、武十周編（1998）、許曉明編（1998）を参照されたい）、1992年以降をすべて1つの過程として捉えている。
- (12) 日本では、「天安門事件」と呼ばれている事件である。
- (13) 上海の浦東地区に先立って経済特区になったのは深?、珠海、汕頭と厦門の一部地域である。
- (14) 例えば、旧条文では国による合資企業の徴収などを認めていたが、新「合資法」においては、「国が合資企業の国有化または徴収を行わないこと。仮に合資企業の国有化または徴収を行わざるを得ない場合には、相応する補償を支払うこと」と決めている。また、合資企業の最高意思決定機関である董事会（コーポレート・ガバナンスの上では、日本の株式会社の取締役会に相当する）の長を中国側が務めるという旧条文の内容にかわって、董事長は董事会での選挙によって決定すると新「合資法」で決められている。
- (15) 鄧小平は改革・開放する勇気をもっともつべきだと述べていた。情勢を観測し、そして思いっきりやってみることが大切であると強調した。資本主義先進国家を含む世界各国の優れた経営方式、管理手法を吸収し、中国の経済発展に貢献できるように導入すべきであると主張した。「発展することこそ、意味がある」（発展才是硬道理）という名言も残した。
- (16) 「中国利用外資基礎知識」、305頁のリストによる。
- (17) 国務院の「輸入税収政策の改革と調整に関する通知」（1995. 12. 26）で、1996年4月1日以降の三資企業における輸入関税の減免優遇政策を見直すことを決めた。しかし、1996年4月1日以前に設立許可を得たすべての三資企業に対しては、2年の猶予期間を与えた。
- (18) 1995年9月28日に、党の第14期5次会議において、「“九五”期間国民経済と社会発展計画及び2010年目標の制定に関する提案」が可決された。当「提案」では、対外開放政策の継続を強調し、具体的な方法の調整、すなわち、三資企業への「国民的待遇」の付与を呼びかけた。
- (19) これまでに中国における日系企業約12社のトップ・マネジメントに対してインタビューをしたところ、独資企業のこれらの特徴に関しては、多く指摘されている。
- (20) 日本企業の中国での直接投資を例にみてる。OLYMPUSが深?での一件目の投資として、カメラの海外への輸出を中心としていたため、独資企業を設立した。北京での二件目の投資では、中国の国内市場での販売を主目的としていたため、中国の国有メーカーと合資企業の設立を選択した。その他、日本碍子が河北省で、中国国内の技術では生産できない製品を製造し、中国国内での販売も視野に入れた投資を検討していたのに対して、中国の審査機関は独資企業の設立を許可したが、日本碍子は現地の国有大企業との合資経営を選択した。

- (21) 産業構造の調整を目的として、1995年6月20日に中国国家計画委員会、経済貿易委員会と対外貿易経済合作部が連名で「外商投資産業の指導のための目録」を公布した。「目録」では、三資企業の投資項目を奨励性投資産業（18種）、制限性投資産業（15種）と禁止性投資産業（13種）に明確に分類している。そのうち奨励性投資産業としてあげられている投資項目の多くはハイ・レベルの技術を要する産業である。

## 添付資料

## 三資企業の発展に関わる重要事項（その1）

期 日	機関・会議	法律	条例・規定・弁法・細則	決定・通知・指示・報告	紀要・回答・意見・提案	主 要 内 容
1978年						
12.18-22	中国共産党第11期3次会議					外国との経済合作を推進するという目標を提起
1979年						
3.26	国務院		「輸入による輸出の推進に関する試行弁法」			先進技術と設備の輸入とそれに基づく輸出増加の必要性を指摘
7.8	人代会第5期2次会議	「中華人民共和国中外合資経営企業法」				外国の個人、企業と経済組織の投資による合資企業の設立を許可、所得税の減免対象を規定
12.3	国務院				「経済体制改革の全体的構想についての初歩的意見」	経済体制改革を全面的に計画
1980年						
2.6	中国共産党中央組織				「合資企業の問題報告に対する回答」	合資企業における董事会制度と総経理責任制に同意、従業員への雇用に関する自主権を規定
7.26	国務院		「合資企業の登録についての管理弁法」			合資企業の登録手続きを規定
8.26	人代会常務委員会第5期15次会議		「広東省経済特区条例」			経済特区での外国投資の推進、外国投資者の権利保護を規定
9.10	人代会第5期3次会議	「合資企業所得税法」				合資企業の所得税率および所得税の減免対象を規定
12.10	国務院		「合資企業所得税法施行細則」			
1981年						
12.13	人代会第5期4次会議	「外国企業1所得税法」				外国企業の所得税率および所得税の減免対象を規定
1982年						
1.18	国務院		「既存企業における技術改造の決定」			外資の積極的利用によって、先進的な技術と設備の導入を要求
12.4	人代会第5期5次会議	「憲法」				外国企業の合法的権利の保護を規定
1983年						
9.2	人代会常務委員会第6期会議	「合資企業所得税法改訂版」				合資企業所得税の減免期間の延長を規定
9.3	国務院・党中央				「外資利用の強化に関する指示」	立法の改善と外資利用の強化を規定
9.20	国務院		「中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例」			
1984年						
1.31	海関総署、財政部、外貿部		「合作企業の輸出入貨物の監督と関税免除についての規定」			合作企業の輸出入において、関税の減免・免除となる対象製品を規定
1.26-2.24						鄧小平が経済特区を視察し、改革・開放の拡大を提言
5.4	国務院、沿海部分都市政府				「沿海部分都市座談会紀要」	沿海14都市の対外開放を決定、これらの都市に与える優遇政策を規定
4.30	海関総署、財政部、外貿部		「合資企業の輸出入貨物の監督と関税免除についての規定」			合資企業の輸出入において、関税の減免・免除となる対象製品を規定
10.20	中国共産党第12期3次会議				「経済体制改革についての決定」	外国の優れた経営管理方法の導入の重要性を強調、改革・開放を長期的国策として位置付け
11.15	国務院		「経済特区と沿海14都市の三資企業における所得税の減免・免除についての暫行規定」			経済特区と沿海14都市の三資企業における所得税の減免（税率15%に）・免除を規定

三資企業の発展に関わる重要事項（その2）

期 日	機関・会議	法律	条例・規定・弁法・細則	決定・通知・指示・報告	紀要・回答・意見・提案	主 要 内 容
1985年						
2.26	国務院		「輸出入関税条例」			最低関税率と普通関税率の徴収対象国を規定、三資企業の輸出入において、関税の減免・免除となる対象製品を改めて規定
3.21	人代会常務委員会第6期10次会议	「涉外経済契約（合同）法」				涉外契約の締結原則、契約の履行責任、変更と中止の手續、争議の解決方法を規定
4.2	国務院		「華僑による投資に関する優遇政策の暫行規定」			華僑の投資による三資企業に与えるより優れた優遇政策を規定
1986年						
4.12	人代会第6期4次会议	「中華人民共和国外資企業法」				独資企業の設立原則、経営管理方式、組合組織、納税方法および投資者権利の保護を規定
7.11	国務院			「外資系企業の生産・経営条件の改善に関する通知」		各級政府が三資企業の生産・経営条件の改善（例えば、三資企業の自主権の確保など）を務めるべきことを規定
10.11	国務院		「外商による投資の推進に関する規定」			輸出型企業とハイテク企業への特別優遇政策を規定
11.10	労働人事部		「外資系企業の雇用自主権と従業員賃金・福利費用に関する規定」			三資企業に雇用自主権があること、従業員の賃金と福利厚生費用を支払う義務があることを規定
1987年						
1.22	人代会常務委員会第6期会議	「海関法」				三資企業の輸出入において、関税の減免・免除となる対象製品を改めて規定
4.24	中国銀行		「三資企業に対する貸付弁法」			三資企業における銀行融資の申請条件を規定
8.8	国務院		「外国籍従業員の個人所得税の減免についての暫行規定」			外国籍従業員の個人所得税について、5割減免の措置を規定
1988年						
3.18	国務院			「沿海開放地域の拡大についての通知」		沿海地域の外向型経済発展戦略を確認し、実行を要求
4.13	人代会第7期1次会议	「中華人民共和国中外合作経営企業法」				合作企業の定義、経営管理および解散などについて規定
6.9	国務院			「省市区・経済特区へ三資企業設立の審議権の委譲についての通知」		三資企業の投資額が3,000万ドル以下である場合、各地方政府への審議権の委譲を規定
7.3	国務院		「台湾同胞による投資の推進に関する規定」			台湾同胞の投資による三資企業に与えるより優れた優遇政策を規定
10.20	中国銀行		「三資企業に対する貸付弁法の実施細則」			銀行融資を申請可能な三資企業と優先的に貸付対象となる三資企業を規定
1989年						
2.15	海関総署		「沿海開放地域における輸出入製品の管理規定」			沿海開放地域の範囲2を確認、これらの地域における製品の輸出入に対して、関税の免除を規定（一部に関しては1990年まで）
6.4						八九風波。その後外国による経済制裁を受ける
6.23-24	中国共産党第13期4次会议					改革・開放こそが経済強国への路と結論付け
11.6-9	中国共産党第13期5次会议			「経済改革の整頓と深化に関する決定」		改革・開放の国策の貫徹、経済特区と沿海開放地域で優遇政策の実施の継続と改善の必要性を強調
1990年						
4.4	人代会第7期3次会议	「中華人民共和国中外合資経営企業法（改訂版）」				旧法15の条文のうち、7つの条文の内容を改定（例えば、国による接収、トップ・マネジメントである董事長の選挙などについて <sup>3)</sup> ）
8.19	国務院		「香港・マカウ同胞による投資の推進に関する規定」			香港・マカウの投資による三資企業に与えるより優れた優遇政策を規定
9.7	国務院		「上海浦東地区への外国投資の推進に関する規定」			浦東地区で経済特区と同様の優遇政策の実施を規定
10.28	国務院		「中華人民共和国外資企業法実施細則」			独資企業法の実施に当たり、より詳細的な内容を規定、設立禁止および設立制限の対象業種を規定

## 三資企業の発展に関わる重要事項（その3）

期 日	機関・会議	法律	条例・規定・弁法・細則	決定・通知・指示・報告	紀要・回答・意見・提案	主 要 内 容
1991年						
4.9	人代会第7期4次会議	「外商投資企業と外国企業所得税法」				所得税徴収制度を見直し、統一的な徴収方法を規定
6.30	国務院		「外商投資企業と外国企業所得税法実施細則」			外商投資企業と外国企業所得税法の実施に当たり、より詳細な内容を規定
10.31	国務院		「輸出入における関税に関する規定」			1992年以降、225種類の製品に対する輸入税率の引下げを規定
1992年						
1.18-2.21	鄧小平南巡					改革・開放する勇気をもっともつべきだと述べ、資本主義先進国家を含む世界各国の優れた経営管理方式を勉強し、中国に導入すべきだと主張
1991年						
11.11	中国共産党第14期3次会議		「社会主義的市場経済体制の確立に関する若干問題についての決定」			経済改革の深化と対外開放の拡大の戦略を確認
1991年						
3.5	人代会常務委員会第8期6次会議	「台湾同胞投資保護法」				台湾同胞による投資の保護、設立された三資企業の経営自主権の承認などを規定
1991年						
3.5-3.18	人大会第8期3次会議			「政府工作報告」		対外開放の拡大を継続することを確認
3.18	人大会第8期3次会議	「中華人民共和国中国人民銀行法」				中国人民銀行を中国の中央銀行であることを決め、その役割を規定（中国金融業における法律の第一号）
6.20	国務院			「“九五”期間上海浦東新区の開発開放に関する政策の通知」		浦東新区に既存政策に加えて、新たに5つの特別優遇政策を付与
9.4	国務院		「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」			
9.28	中国共産党第14期5次会議				「“九五”期間国民経済と社会発展計画及び2010年目標の制定に関する提案」	対外開放政策の継続を強調し、具体的な方法の調整、すなわち、三資企業への「国民的待遇」の付与を呼びかけ
1991年						
10.1	対外貿易経済合作部		「中外合資による対外貿易企業の設立に関する暫行弁法」			初めて対外貿易業に外資の参入を承認
1991年						
9.29	対外貿易経済合作部、国家工商行政管理局			「中外合資経営企業における各出資側の出資に関する若干の決定」		出資金の交付期限などについて規定
1991年						
4.20	国務院				「対外開放の拡大と外資利用水準の向上に関する若干の意見」	アジア金融危機による外資利用の停滞に関する対策を提案

- 注) 1. 外国企業とは、外商の投資によって、設立された独資企業、合資企業、合作企業とその他の経済組織である。  
2. 沿海開放地域とは14の沿海都市（天津、大連、上海、秦皇島、煙台、青島、連雲港、南通、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海）、3つの三角洲（長江三角洲、珠江三角洲、閩南三角洲）と2つの半島（遼東半島と膠東半島）を指す。  
3. 国が合資企業の国有化または接収を行わないこと。仮に合資企業の国有化または接収を行わざるを得ない場合には、相応する補償を支払うこと。また、合資企業の最高意思決定機関である董事会（コーポレート・ガバナンスの上では、日本の株式会社の取締役会に相当する）の長を中国側が務めるとする旧法の条文の内容にかわって、董事長は董事会での選挙によって決定すると決めている。

出所) 国務院公報、人民日報、経済日報、新華月報、中国改革報、経済参考報、中国国家统计局編（1991～1999）、鄭徳栄等編（1987）、国家体制改革委員会編（1988）、高尚全等編（1993）の資料により作成。

参考文献

- 陳文椿編 (1991)『三資企業の法律と実践』、広東人民出版社。
- 儲小平編 (1999)『外商投資企業管理学』、立信會計出版社。
- 樊成璋編 (1990)『外商投資實務』、中山大学出版社。
- 韓福榮編 (1994)『涉外企業管理』、北京工業大学出版社。
- 高尚全・王夢奎・禾村編 (1993)『中国經濟改革開放大事典』、北京工業大学。
- 中国国家体制改革委員会編 (1988)『中国經濟体制改革十年』、經濟管理出版社。
- 梁世彬編 (1993)『中外合資企業管理』、中国对外經貿出版社。
- 林功実編 (1996)『中外合資企業基礎』、清華大学出版社。
- 王宝琦編 (1996)『三資企業管理』、中国經濟出版社。
- 武十周編 (1998)『外商投資企業管理』、河北科学技術出版社。
- 許曉明編 (1998)『三資企業管理学』、復丹大学出版社。
- 楊燦英編 (1992)『涉外企業管理』、南開大学出版社。
- 鄭德榮・韓明希・鄭曉亮編 (1987)『中国經濟体制改革記事』、春秋出版社。
- Dunning, J. H. (1992), *Multinational Enterprises and The Global Economy*, ADDISON-WESLEY.
- Porter, M. E. (1990), *The Competitive Advantage of Nations*, THE FREE PRESS.
- Wade, R. (1988), *The Role of Government in Overcoming Market Failure in Taiwan, Republic of Korea and Japan*, CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS.

参考資料

- 「中華人民共和國中外合資經營企業法 (改定版)」(1990)。
- 「中華人民共和國中外合資經營企業法實施條例」(1983)。
- 「中華人民共和國中外合作經營企業法」(1988)。
- 「中華人民共和國中外合作經營企業法實施細則」(1995)。
- 「中華人民共和國外資企業法」(1986)。
- 「中華人民共和國外資企業法實施細則」(1990)
- 中国国家統計局編 (1991~1999)「中国統計年鑑」、中国統計出版社。
- 中国国家統計局編 (2000)「中国統計摘要 2000」、中国統計出版社。
- 中国國務院編 (1982)「“六五”期間国民經濟と社会發展概況」。
- 中国國務院編 (1987)「“七五”期間国民經濟と社会發展概況」。
- 中国对外經濟貿易委員会編 (1989)「1952—1988 中国商業外經統計資料」、中国統計出版社。
- 中国对外經濟貿易合作部編 (1999)「中国对外經濟貿易年鑑」、中国統計出版社。
- 中国国家体制改革委員会編 (1995)「中国利用外資基礎知識」經濟管理出版社。